

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスは、「株主の皆様を中心としたステークホルダーに対する企業価値極大化のための経営統治機能」と位置付け、取締役会及び監査役会を基本に執行役員制度を導入し、経営責任の明確化と業務執行の迅速化、経営意思決定の透明性の向上及びコンプライアンスの強化により経営の健全性の確保をはかっています。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

[補充原則4-1-3 取締役会の役割・責務 (1)]

最高経営責任者 (CEO) 等の後継者計画や後継者候補の育成について適切に監督するべく、任意の指名委員会の設置を今後検討してまいります。

[補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務 (2)]

役員の報酬は現金報酬が中心となっておりますが、平成30年第155期定時株主総会にて譲渡制限付き株式報酬枠を決議し、報酬の一部を自社株にて付与しております。

今後も、新たに制度化される方法も含め、当社に合致する持続的、継続的な成長に向けた健全なインセンティブ報酬制度及び業績と連動する報酬制度、並びに現金報酬と自社株報酬との割合の程度について、検討してまいります。

なお、当社におきましては役員報酬規程に従い、役位に応じ具体的な支給額の範囲が決まっており、それに基き報酬が支給されておりますが、今後、任意の報酬委員会の設置を検討してまいります。

[補充原則4-3-2 取締役会の役割・責務 (3)]

CEOの選解任については、任意の指名委員会への諮問対象に含めることを検討します。

[原則4-9 社外取締役の独立性判断基準及び資質]

東京証券取引所の独立性基準に準拠した基準に基づき、独立性を判断しております。また、今後当社を取り巻く状況に応じて当社独自の基準を制定することも検討してまいります。

[補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用]

任意の指名委員会、報酬委員会の設置を今後検討してまいります。

[原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

定款上取締役は8名、監査役は5名を上限としており当社の規模等を考慮し、実効性確保の観点から適切な人数と考えております。そして、それぞれバックグラウンドが異なる多様な取締役、監査役で構成されることを基本としております。現時点では男性で構成されておりますが、今後当社に適任の候補者がおりましたら、ジェンダーや国際性にかかわらず選任したいと考えております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則1-4 政策保有株式]

政策保有株式に関しては当社は、配当、売却益以外に取引先との関係強化等当社に関係が深い業界及び地域社会への貢献の側面から株式を保有する企業を限定しており、各社の業績や状況、今後の動向等も十分理解でき、株価の推移及び議決権行使の判断もできる状態にしております。

政策保有株式につきましては、毎年取締役会において継続保有の可否について検討し、保有に合理性がないと判断される政策保有株式につきましては売却を進めております。その際の判断としましては、保有目的、リスク、当社との関係に加え、資本コストに見合っているかも加えております。

また、議決権の行使につきましては、保有先の短期的な業績、株価のみで判断するのではなく、当社との関係を総合的に考慮しながら議決権行使について判断しております。

[原則1-7 関連当事者間の取引]

取締役及び執行役員の競業取引及び会社との利益相反取引に該当する場合は、取締役会での審議・承認を要するとしており、また、審議・承認がなされたとしても、取引後遅滞なく重要な事実を取締役に報告することとしております。

[原則2-6 企業年金アセットオーナーとしての機能発揮]

当社は、確定給付企業年金の積立金の運用にあたっては、規約を定めて運用を行っております。また、定められた政策的資産構成割合に基づき運用受託機関を決定しております。なお、資産運用委員会につきましては資産額が法定の義務額以下でありますため設置はしておりません。積立金の運用結果については従業員に社内イントラを通じ開示しております。

[原則3-1 (1) 経営理念等、経営戦略、経営計画]

当社グループは、「お客様第一主義」を経営理念とし、コーポレートガバナンスの強化を推進し、透明性の高い、活力ある企業経営を基本に、多様な視点で、ものづくりに新たな価値を創造し、「融合」「協働」「創造」をキーワードに「各事業のコア技術、強みを融合した新たな商品価値の創造」、「国内外の顧客価値を高める需要を連鎖する商品企画の立案」、「定量的に収益が向上する体制の構築」を重点取り組みに据え、お客様と共に成

長する企業を目指してまいります。

具体的には、お客様に真に満足いただける製品とサービスを提供いたします。また、広く社会から信頼され、お客様とともに発展する“ソリューション・パートナー”となることを使命に自己変革してまいります。

そのことは、「社是」、「経営理念」、「行動規範」として「日エグループ企業憲章」にまとめ、全社員及びホームページに掲載し広く社会に示しております。

【原則3-1(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

当社のコーポレート・ガバナンスは「株主の皆様を中心としたステークホルダーに対する企業価値最大化のための経営統治機能」と位置づけ、取締役会及び監査役会を基本に執行役員制度を導入し、経営責任の明確化と業務執行の迅速化、経営意思決定の透明性の向上及びコンプライアンスの強化により経営の健全性の確保を図っております。

【原則3-1(3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続】

基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、かつ、株主利益にも配慮した報酬体系とし、取締役会で定めている「役員の報酬・賞与に関する内規」(以下、「内規」という。))に従い、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には、業務執行取締役の報酬は内規で定めた範囲において、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等、株式報酬により構成し、監督機能を主とする社外取締役については、基本報酬、業績連動報酬等を支払うことといたします。

「内規」には役位ごとに基準年額、基準月報、月報範囲、基準割当株式金額、基準賞与が定められております。

なお、令和3年4月以降は任意の指名・報酬委員会(以下、「委員会」という。))を設置しそこでの答申を踏まえて適宜見直しを行うことといたします。

基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、内規に定めた役位別の基準に従い、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等も考慮しながら総合的に勘案して決定いたします。

なお、令和3年4月以降は任意の指名・報酬委員会(以下、「委員会」という。))を設置しそこでの答申を踏まえて適宜見直しを行うことといたします。

業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬について

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため原則として連結当期純利益を基本的な業績指標とし、それに加えて当社単体の業績およびグループ会社の業績、株主への配当、従業員への賞与等も勘案して決定し、役員賞与として支給しております。

具体的な数値におきましては連結当期純利益10億円を利益達成の目標基準額と定めそこから前後2億円以上の変動で基準賞与に15%の加減を、さらに前後5億円以上の変動で30%の加減を行っております。また、連結当期純利益が5億円未満の場合は業績連動報酬等については支給いたしません。現時点では当期純利益が18億円を超えた場合または多額の特別損益等が発生した場合は別途取締役会で協議するものとしております。さらに経営計画についての全社員貢献度を3段階で評価して基準賞与に10%~20%を加算することとしております。社外取締役につきましては、支払基準に達した場合に月額報酬の約1か月相当額を業績連動報酬等として支払うこととしております。

なお、令和3年4月以降は任意の指名・報酬委員会(以下、「委員会」という。))を設置しそこでの答申を踏まえて適宜見直しを行うことといたします。

支払い時期につきましては、役員賞与を支給する場合は毎年5月末に支払いを行っております。

非金銭報酬等について

非金銭報酬等は、譲渡制限株式とし内規に従い役位ごとに付与いたします。その割合はおおよそ月額報酬の10%程度を目途とし、現時点では令和2年6月25日の株価を前提に株数を決定し固定しております。なお、付与のタイミングは原則として定時株主総会終結後の最初の取締役会にて決議を行い、譲渡制限期間は30年または会社が認めた場合(退任等)としております。社外役員につきましては、非金銭報酬等の対象とはしていません。

株数につきましても、今後は委員会からの答申を踏まえて適宜見直しを行うことといたします。

支払い時期につきましては、毎年6月の定時株主総会終了後の取締役会においてその期の株式報酬として支給を決議し、7月上旬に付与を行っております。

基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合は、基本報酬:業績連動報酬等:非金銭報酬等の割合はおおよそ7:2:1程度となっております。

役位にかかわらず現時点では上記のような割合で内規を作成しております。

今後につきましては委員会にて議論を行い適切な割合について審議し見直しを行うことといたします。なお、業績連動報酬等は役員賞与であり、非金銭報酬等は譲渡制限付株式です。

なお、令和3年4月以降は任意の指名・報酬委員会(以下、「委員会」という。))を設置しそこでの答申を踏まえて適宜見直しを行うことといたします。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、定められた内規の範囲内にて取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について一任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額および各取締役の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。

今後につきましては委員会において個人別の報酬等についても審議を行いその答申を得ることとし、その答申の範囲内で取締役社長が決定するものといたします。なお、答申につきましては現時点で定めている譲渡制限株式の個別割当株数につきましてもその対象といたします。

なお、委員会の委員につきましては、独立社外取締役を過半数とし、監査役会議長(常勤監査役)がオブザーバーとして参加する形態としております。委員会におきましては、取締役会から諮問を受けた指名・報酬委員会規則事項(基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬、それらの割合等)について審議を行い、答申を行う予定です。開催頻度については四半期に1度行うこととしております。

その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

現時点においては譲渡制限株式の無償取得事由以外のクローバック条項等については定めておりませんが、今後委員会において審議するなかで必要と認められる場合においては制定について審議していきます。

取締役は平成26年第151期定時株主総会において報酬限度額を年額220百万円以内に改定する決議をしております。監査役は平成21年第146期定時株主総会において、報酬限度額を年額50百万円以内に決議しております。

株主総会で承認いただいた限度額の範囲内で、取締役については上記方針に従い決定し、監査役については、監査役の協議で決定することとなっております。さらに、平成30年第155期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)及び監査役(社外監査役を除く)に対する譲渡制限

付株式報酬を決議し、報酬枠を取締役については年額40百万円以内（総数15,000株を上限とする）、監査役については年額10百万円以内（総数3,500株を上限とする）と決議しております。

【原則3-1（4） 取締役会が経営幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続】

役員の候補者選定にあたっては、社内取締役については、当社の業務に精通している人材を選任するようにしております。また、社外役員については、基本的に豊かな経験や専門的知識があり、大所、高所から客観的に当社の経営に有益な助言をいただける方としております。そして解任につきましては、経営陣幹部の職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反等があった場合は、解任することとしております。取締役の選任、解任につきましては、社外取締役、社外監査役も出席する取締役会において十分な審議を行い決定しております。

【原則3-1（5） 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明】

取締役・監査役候補者の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明は、株主総会招集通知に記載しております。また、解任につきましては、必要に応じ理由について説明していきます。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社の取締役会は、定款および法令に定めるもののほか、取締役会において決議する事項を「取締役会規則」において定めております。また、役職員に関する職務権限を職務権限表で定め、業務執行に関する事項についての意思決定をメインとする経営会議である社内役員会を設置し、社内役員会規則を定め、附議事項を明確にし委任事項を定めております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

現在、取締役は8名で構成され、内2名が独立社外取締役です。社内取締役はそれぞれ製造、技術、営業、財務の部門業務を経験しており、独立社外取締役はそれぞれ法務に関する知識及び企業経営に関する知識に精通しております。取締役として必要な資質を備えている人物を選任するように努め偏りがないようにしております。また、執行役員制度を導入し知識、経験、能力の補完にも努めております。取締役会は会社の規模から適切な員数と判断しております。

【補充原則4-11-2 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

当社は、毎年事業報告において各取締役・監査役の重要な兼任状況について開示しており、取締役・監査役は自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の会社の役員を兼任する場合は、合理的な範囲内にとどめるよう努めております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

取締役・監査役に対して取締役会についてのアンケートを取り、その評価についての検討を行っております。各取締役・監査役のアンケート結果を踏まえたうえで取締役会の付議事項について適宜検討を行うなど、取締役会の実効性を向上するように努めております。また、社外役員と代表取締役とのミーティングを定期的に行うことで社外役員からの意見を確認し、取締役会に反映するようにしております。取締役会については、いずれの取締役・監査役の出席率も高く、取締役会においては十分な審議時間を確保して活発な議論を行っております。また、社外役員による本社以外の事業所の視察なども行い、当社の事業について理解を深めてもらい、より実効性のある議論ができるようにしております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

取締役・監査役については、最新の情報、知識が入手できるよう外部機関のセミナー参加及び必要に応じて顧問弁護士及び外部講師を招く等継続的に知識をブラッシュアップできるようにしております。また、新任役員就任時には、当社の置かれている事業環境や業務執行に必要な知識の説明を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

IR部門は財務部となっており、財務部担当取締役がIRの担当取締役となります。問い合わせに対しては、経営企画課、法務課、総務部等関係部門と連携し対応しております。また、四半期ごとに説明会を行い、第2、本決算については取締役社長が説明会を行っております。個人株主向けの説明会も今後検討してまいります。説明会の結果については、IR担当取締役が取締役会で報告を行い、その対応について検討しております。また、IRに際してはインサイダー取引防止規則に従い、情報の取り扱いに十分注意し管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日工取引先持株会	5,483,300	13.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,734,900	4.34
日工社員持株会	1,708,036	4.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,430,400	3.58
株式会社三井住友銀行	1,203,000	3.01
日本生命保険相互会社	854,845	2.14
重田 康光	852,500	2.13
住友生命保険相互会社	745,000	1.86
株式会社百十四銀行	683,000	1.71
明治保田生命保険相互会社	648,410	1.62

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

現時点ではございません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
永原 憲章	弁護士											
湯浅 勉	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
永原 憲章	○	神戸十五番館法律事務所所長 弁護士	弁護士としての専門的見識から、客観的、中立的立場でその専門的見識を経営執行等に活かしていただくため、社外取締役候補とするものであります。同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげており、また、経営に関する高い見識を有しているため、社外役員として職務を適切に遂行することができるかと判断し、引き続き社外取締役としての選任をいたしました。

湯浅 勉	○	---	同氏は、株式会社ロック・フィールドの元取締役として長年企業経営に携わることにより培われた豊富な知識と経験を、当社の経営に反映していただけるものと期待し、引き続き社外取締役として選任いたしました。
------	---	-----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

「監査役と会計監査人の連携状況」
 当社では、監査役は会計監査人により監査計画及び監査結果について報告を受けており、また会計監査業務中に、常勤監査役1名が会計監査人による監査状況や問題点を確認し、会計監査結果等報告の際には、監査役も同席するなどの連携を行っています。

「監査役と内部監査部門の連携状況」
 当社内部監査の組織は、取締役社長直轄の内部監査部門として内部統制室（専任で1名体制）と内部統制の有効性評価等を行う内部監査室（専任で1名体制）を設置しております。内部統制室は、内部統制の普及、浸透の推進、各統制責任者に対する支援等を主な役割とし、内部監査室は、内部監査規則に基づき監査計画の立案、社長承認後、各部署及びグループ子会社の業務全般について、適法性及び合理性を当社の戦略に照らして独立した立場で検証し、その結果に基づく改善提案等を取締役社長及び内部統制室に報告しております。同時に、監査役及び会計監査人と必要に応じ監査計画及び改善提案等について報告を行うなど、監査役と会計監査人、内部監査室・内部統制室とが相互に連携を保つようにしています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
貞苅 茂	他の会社の出身者							△						
大田 直樹	他の会社の出身者													
福井 剛	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
貞苅 茂		神戸ビル管理株式会社代表取締役社長	金融機関及び事業会社において長年企業経営に携わるにより培われた経営全般についての豊富な企業経営経験と幅広い見識から、客観的、中立的立場で経営執行等の適法性を監査・指導していただくため。
大田 直樹	○	――	事業会社において長年企業経営に携わるにより培われた経営全般についての豊富な企業経営経験と幅広い見識から、客観的、中立的立場で経営執行等の適法性を監査・指導していただくため。
福井 剛	○	RSM清和監査法人	公認会計士としての専門的見識から、客観的、中立的立場で経営執行等の適法性を監査・指導していただくため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

社外取締役の永原氏は弁護士であり、また当社の顧問弁護士でもありません。

社外取締役の湯浅氏と、当社との間には取引関係などはなく、特別な関係はございません。

社外監査役の大田氏と、当社との間には取引関係などはなく、特別な関係はございません。

社外監査役の福井氏は公認会計士であり、当社の顧問公認会計士でもなく、同氏がパートナーを務めている監査法人は当社の会計監査人でもなく、取引関係はありません。

4氏とも、独立性に関する判断におきまして当社社外役員の中でも、特に独立性が高いと判断し、独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入
---	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

短期的なインセンティブを与え積極的な業務執行に資するための業績連動報酬である役員賞与については、取締役の報酬等の決定方針に従い、支給しております。

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため原則として連結当期純利益を基本的な業績指標とし、それに加えて当社単体の業績およびグループ会社の業績、株主への配当、従業員への賞与等も勘案して決定し、役員賞与として支給しております。

具体的な数値におきましては連結当期純利益10億円を利益達成の目標基準額と定めそこから前後2億円以上の変動で基準賞与に15%の加減を、さらに前後5億円以上の変動で30%の加減を行っております。また、連結当期純利益が5億円未満の場合は業績連動報酬等については支給いたしません。現時点では当期純利益が18億円を超えた場合または多額の特別損益等が発生した場合は別途取締役会で協議するものとしております。さらに経営計画についての全社貢献度を3段階で評価して基準賞与に10%～20%を加算することとしております。社外取締役につきましては、支払基準に達した場合に月額報酬の約1か月分相当額を業績連動報酬等として支払うこととしております。

なお、令和3年4月以降は任意の指名・報酬委員会（以下、「委員会という。」）を設置しそこの答申を踏まえて適宜見直しを行うことといたします。

支払い時期につきましては、役員賞与を支給する場合は毎年5月末に支払いを行っております。

中長期的なインセンティブに対する業績連動報酬については現時点では定めておりませんが、状況に鑑み今後任意の指名・報酬委員会において審議していきます。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

第157期事業報告及び有価証券報告書にて開示している取締役役に支払った報酬等の総額 168百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、かつ、株主利益にも配慮した報酬体系とし、取締役会で定めている「役員の報酬・賞与に関する内規」(以下、「内規」という。))に従い、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には、業務執行取締役の報酬は内規で定めた範囲において、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等、株式報酬により構成し、監督機能を主とする社外取締役については、基本報酬、業績連動報酬等を支払うことといたします。

「内規」には役位ごとに基準年額、基準月報、月報範囲、基準割当株式金額、基準賞与が定められております。

なお、令和3年4月以降は任意の指名・報酬委員会(以下、「委員会」という。))を設置しそこでの答申を踏まえて適宜見直しを行うことといたします。

基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、内規に定めた役位別の基準に従い、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等も考慮しながら総合的に勘案して決定いたします。

なお、令和3年4月以降は任意の指名・報酬委員会(以下、「委員会」という。))を設置しそこでの答申を踏まえて適宜見直しを行うことといたします。

業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬について

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため原則として連結当期純利益を基本的な業績指標とし、それに加えて当社単体の業績およびグループ会社の業績、株主への配当、従業員への賞与等も勘案して決定し、役員賞与として支給しております。

具体的な数値におきましては連結当期純利益10億円を利益達成の目標基準額と定めそこから前後2億円以上の変動で基準賞与に15%の加減を、さらに前後5億円以上の変動で30%の加減を行っております。また、連結当期純利益が5億円未満の場合は業績連動報酬等については支給いたしません。現時点では当期純利益が18億円を超えた場合または多額の特別損益等が発生した場合は別途取締役会で協議するものとしております。さらに経営計画についての全社貢献度を3段階で評価して基準賞与に10%~20%を加算することとしております。社外取締役につきましては、支払基準に達した場合に月額報酬の約1か月分相当額を業績連動報酬等として支払うこととしております。

なお、令和3年4月以降は任意の指名・報酬委員会(以下、「委員会」という。))を設置しそこでの答申を踏まえて適宜見直しを行うことといたします。

支払い時期につきましては、役員賞与を支給する場合は毎年5月末に支払いを行っております。

非金銭報酬等について

非金銭報酬等は、譲渡制限株式とし内規に従い役位ごとに付与いたします。その割合はおおよそ月額報酬の10%程度を目途とし、現時点では令和2年6月25日の株価を前提に株数を決定し固定しております。なお、付与のタイミングは原則として定時株主総会終結後の最初の取締役会にて決議を行い、譲渡制限期間は30年または会社が認めた場合(退任等)としております。社外役員につきましては、非金銭報酬等の対象とはしていません。

株数につきましても、今後は委員会からの答申を踏まえて適宜見直しを行うことといたします。

支払い時期につきましては、毎年6月の定時株主総会終了後の取締役会においてその期の株式報酬として支給を決議し、7月上旬に付与を行っております。

基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合は、基本報酬・業績連動報酬等:非金銭報酬等の割合はおおよそ7:2:1程度となっております。

役位にかかわらず現時点では上記のような割合で内規を作成しております。

今後につきましては委員会にて議論を行い適切な割合について審議し見直しを行うことといたします。なお、業績連動報酬等は役員賞与であり、非金銭報酬等は譲渡制限付株式です。

なお、令和3年4月以降は任意の指名・報酬委員会(以下、「委員会」という。))を設置しそこでの答申を踏まえて適宜見直しを行うことといたします。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、定められた内規の範囲内にて取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について一任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額および各取締役の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。

今後につきましては委員会において個人別の報酬等についても審議を行いその答申を得ることとし、その答申の範囲内で取締役社長が決定するものいたします。なお、答申につきましては現時点で定めている譲渡制限株式の個別割当株数につきましてもその対象といたします。

なお、委員会の委員につきましては、独立社外取締役を過半数とし、監査役会議長(常勤監査役)がオブザーバーとして参加する形態としております。委員会におきましては、取締役会から諮問を受けた指名・報酬委員会規則事項(基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬、それらの割合等)について審議を行い、答申を行う予定です。開催頻度については四半期に1度行うこととしております。

その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

現時点においては譲渡制限株式の無償取得事由以外のクローバック条項等については定めておりませんが、今後委員会において審議するなかで必要と認められる場合においては制定について審議していきます。

取締役は平成26年第151期定時株主総会において報酬限度額を年額220百万円以内に改定する決議をしております。監査役は平成21年第146期定時株主総会において、報酬限度額を年額50百万円以内と決議しております。

株主総会で承認いただいた限度額の範囲内で、取締役については上記方針に従い決定し、監査役については、監査役の協議で決定することと

なっております。さらに、平成30年第155期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)及び監査役(社外監査役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬を決議し、報酬枠を取締役については年額40百万円以内(総数15,000株を上限とする)、監査役については年額10百万円以内(総数3,500株を上限とする)と決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対し、取締役会での重要な審議事項については、出来る限り、事前に資料の提供及び説明を行っています。また、決算資料等は、分析データ等を添付する等わかりやすい資料にするようにしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社であり、業務執行の円滑化を図るため、取締役社長の諮問機関として、社内役員会及び各種委員会を設けています。前記会議には、常勤監査役及び内部統制室並びに内部監査室の担当者が出席しています。

・社内役員会

社内役員会として、取締役及び常勤監査役並びに執行役員が出席し、毎月2回程度開催しています。社内役員会規則に基づき、業務執行に関する重要な事項を審議・報告をするとともに、業務執行全般の統制に資することを任務としています。

・各種委員会

当社は、財務委員会、品質向上委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等を設置し、業務及び内部統制等に関する各種審議を行い、取締役社長に意見具申を行っております。

・監査役の機能強化について

監査役の機能強化につき、常勤監査役の選任につきましては、業務全般を把握し適法性の判断のできる人選を行い、また、取締役、内部監査部門、会計監査人と緊密な連携を行える環境を整えております。なお、社外監査役につきましては、当社の業務内容に通じ、財務・会計・法律等に関する知見を有し、且つ経営経験のある中立・公平・適法・妥当な判断のできる人選を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、現場の状況に即した意思決定が、当社グループの経営理念を理解し実践できる人材により的確に行なわれております。取締役の任期を1年とし経営責任を明確化すると共に、執行役員制度を導入し業務の執行と監督を分離しております。さらに、コーポレートガバナンスの充実が図れるように、独立役員としての社外取締役を2名選任しております。

また、社外監査役3名は経営経験者並びに公認会計士であり、当社の業務内容にも通じ、社外取締役、常勤監査役及び内部監査部門と緊密に連携し、適切なアドバイスをこなしているため、経営監視機能の客観性及び中立性も確保されていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2019年事業年度に関する第157期定時株主総会は、2020年6月25日に開催いたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2020年より、インターネット等での議決権行使を行えるようにしております。
招集通知(要約)の英文での提供	2019年より、狭義の招集通知及び参考書類について、英文での招集通知を提供しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び本決算発表時の年二回、社長及び財務担当取締役による決算説明会を開催しており、決算実績及び業績見通し、今後の経営戦略等の説明をしております。また、機関投資家を中心に財務担当取締役が訪問しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、各事業年度の報告書、プレスリリースの掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	2007年4月に社是・経営理念・行動規範をまとめ、日々の事業活動の指針となる「日工グループ企業憲章」を制定し、当社ホームページに掲載しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動として、2002年5月に本社工場においてISO14001認証取得し、環境負荷の低減に努めています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの基本的な考え方は、適正かつ効率的な業務の執行及びその監督・監査が可能な体制を維持するために、規則の整備や社員教育を柔軟に計画、実施し、実効性の確保を第一に構築することとしています。

その整備状況につきましては、平成18年5月12日開催の取締役会において「内部統制の基本方針」を決議し、その基本方針に基づき、平成18年6月29日開催の取締役会において、監査体制の強化のため監査室を内部監査室に再編するとともに、コンプライアンス規則及びリスク管理基本規則を制定し、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置するなど体制の充実を図りました。

その後、取締役社長を委員長とする内部統制システム構築委員会を発足させ、平成20年3月28日開催の取締役会において、「内部統制の基本方針」に金融商品取引法に定められた「財務報告に係る内部統制」に対する当社の方針を追加し、さらに平成26年の会社法改正に対応するなど、内部統制システムの整備、見直し、強化を行っています。また、平成20年10月1日付にて内部監査室を内部統制室と内部監査室に分離し、内部統制の推進と評価作業を明確に区分しております。今後随時、内部統制システムの実効性を高めるための整備、見直しを行ってまいります。

今期におきましては、本社役職員及び子会社役職員に対してコンプライアンス教育の実施等を行い、内部統制システムの整備に向けた活動を行いました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除につきましては、社会的基本的な考え方を日エグループ企業憲章の行動規範に明記し、また平成20年3月28日開催の取締役会において、「内部統制の基本方針」に企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針を追加し、反社会的勢力、団体との関係を一切持たないという強い意志のもと、事業活動を行うこととしています。

その整備状況につきましては、反社会的勢力に関する対応部署を定め、不当要求防止責任者の選任及び所轄警察署への届出を行っており、定期的な講習会や講演会への参加及び所轄警察署や近隣企業と情報交換等、反社会的勢力の動向に関する情報に基づいて反社会的勢力による被害防止の対策、社員教育を行っています。



